

国債振替決済口座管理約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様が社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下「振替国債」といいます。）に係る口座を株式会社 三十三銀行（以下「弊行」といいます。）に開設するに際し、弊行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

- 2 弊行は、前項にかかわらず、相当の理由があるときは、振替国債に係る口座の開設および振替による受入れをお断りすることがあります。

第2条（振替決済口座）

振替国債に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、振替法に基づく口座管理機関として、弊行が備え置く振替口座簿において開設します。

- 2 振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替国債の記載または記録をする内訳区分と、それ以外の振替国債の記載または記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。
- 3 弊行は、お客様が振替国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

第3条（振替決済口座の開設）

振替国債については、弊行に対して振替決済口座を開設した場合に限りその管理を受け付けることとし、当該口座開設の際は弊行所定の振替決済口座設定申込書をご提出下さい。

- 2 弊行は、お客様から振替決済口座設定申込書による口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- 3 振替決済口座設定申込書に押印された印影および記載された住所・氏名等をもって、届出の印鑑・住所・氏名等とします。
- 4 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。

第4条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

- 2 この契約は、お客様または弊行から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第5条（振替の申請）

お客様は、振替決済口座に記載または記録されている振替国債について、次の各号に定める場合を除き、弊行に対し、振替の申請をすることができます。

- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
 - ② 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他日本銀行が定めるもの
 - ③ 振替国債の償還期日または利子支払期日の3営業日前から前営業日までの範囲内において日本銀行が定める期間中に振替を行うもの
- 2 前項に基づき、お客様が振替の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、弊行に提示いただかなければなりません。
 - ① 減額および増額の記載または記録がされるべき振替国債の銘柄および金額
 - ② お客様の振替決済口座において減額の記載または記録がされるべき種別および内訳区分
 - ③ 振替先口座
 - ④ 振替先口座において、増額の記載または記録がされるべき種別および内訳区分
 - 3 前項第1号の金額は、その振替国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
 - 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示して下さい。
 - 5 振替国債の全部または一部を振替えるときは、その5営業日前までに弊行所定の方法でその旨をお申し出の上、お客様等が弊行所定の依頼書に届出の印鑑（または署名）により記名押印（または署名）してご提出下さい。
 - 6 弊行に振替国債の買取りを請求される場合、前項の手続きをまたずに振替国債の振替の申請があったものとして取り扱います。

第6条（他の口座管理機関への振替）

弊行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ弊行所定の振替口座依頼書によりお申込み下さい。

第7条（質権の設定）

お客様の振込国債について、質権を設定される場合は、弊行が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、日本銀行が定めるところに従い、弊行所定の手続きによる振替処理により行います。

第8条（分離適格振込国債に係る元利分離申請）

振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載または記録されている分離適格振込国債について、次の各号に定める場合を除き、弊行に対し、元利分離の申請をすることができます。

- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離またはその申請を禁止されたもの
- ② 当該分離適格振込国債の償還期日または利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行の定める期間中に元利分離を行うもの
- 2 前項に基づき、お客様が元利分離の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、弊行に提示いただかなければなりません。
 - ① 減額の記載または記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄および金額
 - ② お客様の振替決済口座において減額の記載または記録がされるべき種別
- 3 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

第9条（分離元本振込国債等の元利統合申請）

振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載または記録されている分離元本振込国債および分離利息振込国債について、次の各号に定める場合を除き、弊行に対し、元利統合の申請をすることができます。

- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合またはその申請を禁止されたもの
- ② 当該分離元本振込国債と名称および記号が同じ分離適格振込国債の償還期日または利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行の定める期間中に元利統合を行うもの
- 2 前項に基づき、お客様が元利統合の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、弊行に提示いただかなければなりません。
 - ① 増額の記載または記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄および金額
 - ② お客様の振替決済口座において減額の記載または記録がされるべき種別
- 3 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

第10条（振込国債の抹消の申請に準ずる取扱い）

弊行は、第12条の規定により振込国債の償還（分離利息振込国債の場合は、利子の支払い）がある場合は、第5条第2項の手続きをまたずに、お客様から弊行に対し振替法に基づく振込国債の抹消の申請があったものとして、弊行がお客様にかわって手続きさせていただきます。

第11条（償還金等の受入れ等）

振替決済口座に記載または記録されている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の元金および利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して国庫から受領した上、弊行がお客様に代って日本銀行からこれを受領し、指定預金口座に入金します。

第12条（連絡事項）

弊行は、振込国債について、次の事項をご通知します。

- ① 最終償還期限
- ② 残高照合のための報告
- 2 前項第2号の残高照合のための報告は、振込国債の残高に異動があった場合に、毎年3・6・9・12月末日付けで、その翌月中にご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。
- 3 弊行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行いまはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 4 弊行は、第2項の規程にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法34条の3第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの前項に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、弊行が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

第13条（届出事項の変更手続き）

印鑑を失ったとき、または印鑑、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに弊行所定の方法によりお手続き下さい。

- 2 前項により届出があった場合、弊行は所定の手続きを完了した後でなければ、振込国債の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第1項による変更後は、変更後の印影・住所・氏名等をもって届出の印鑑・住所・氏名等とします。

第14条（成年後見人等の届出）

家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって弊行に届け出て下さい。また、お客様の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も、同様に書面によって弊行に届け出て下さい。

- 2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な記載事項を書面によって弊行に届け出て下さい。
- 3 すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に書面によって弊行に届け出て下さい。
- 4 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に書面によって弊行に届け出て下さい。
- 5 前四項の届出の前に生じた損害については、弊行は故意または過失がある場合を除き賠償責任を負いません。

第15条（弊行の連帯保証義務）

日本銀行が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、弊行がこれを連帯して保証いたします。

- ① 振込国債（分離適格振込国債、分離元本振込国債または分離利息振込国債を除きます。）の振替手続を行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金および利子の支払いをする義務
- ② 分離適格振込国債、分離元本振込国債または分離利息振込国債の振替手続を行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債および当該国債と名称および記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振込国債および当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払いをする義務
- ③ その他、日本銀行において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第16条（解約等）

この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その5営業日前までに弊行所定の方法でその旨をお申し出の上、解約の際にお客様が弊行所定の解約依頼書に届出の印鑑（または署名）により記名押印（または署名）してご提出し、振込国債を他の口座管理機関へお振替え下さい。第4条によるお客様からのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- 2 前項にかかわらず、振込国債の利金支払期日の3営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、この契約の解約をすることはできません。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合には、弊行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、弊行から解約の通知があったときは、直ちに弊行所定の手続きをとり、振込国債を他の口座管理機関へお振替え下さい。第4条による弊行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
 - ① お客様について相続の開始があったとき
 - ② お客様等がこの約款に違反したとき
 - ③ お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、弊行が解約を申し出たとき
 - ④ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、弊行が解約を申し出たとき
 - ⑤ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、弊行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
 - ⑥ すべての振込国債の残高がなくなってから継続して取引がなく、弊行の定める期間を経過したとき
 - ⑦ やむを得ない事由により、弊行が解約を申し出たとき

第17条（解約時の取扱い）

前条に基づく解約に際しては、振替が困難なものについては、弊行の定める方法により、お客様のご指示

によって換金、反対売買等を行った上、売却代金等の返還を行います。

第18条（緊急措置）

法令の定めるところにより振込国債の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、弊行は臨機の処置をすることができるものとします。

第19条（免責事項）

弊行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第13条第1項による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、振込国債の振替または抹消、その他の取扱いをした上で、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に使用された印影（または署名）が届出の印鑑（または署名鑑）と相違するため、振込国債の振替または抹消をしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または弊行の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、振込国債の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により、振込国債の記録が滅失等した場合、または第11条による償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 第18条の事由により、弊行が臨機の処置をした場合に生じた損害

第20条（約款の変更）

この約款の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示または弊行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

- 2 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第21条（合意管轄）

本約款にもとづく諸取引に関する訴訟については、弊行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所のうちから、弊行が管轄裁判所を指定できるものとします。

以上

2021年5月1日制定